

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年7月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500078号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500022号

第1 結論

請求者のA社における平成4年1月1日から平成20年11月29日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。

平成4年1月から同年9月までは24万円を36万円、同年10月から平成5年3月までは26万円を38万円、同年4月から同年9月までは26万円を41万円、同年10月から平成6年3月までは30万円を41万円、同年4月から同年10月までは30万円を44万円、同年11月から平成7年3月までは30万円を38万円、同年4月から同年9月までは30万円を41万円、同年10月から平成8年9月までは32万円を41万円、同年10月から平成15年3月までは32万円を38万円、同年4月から平成16年9月までは32万円を50万円、同年10月から平成18年8月までは32万円を47万円及び同年9月から平成20年10月までは32万円を44万円とし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年1月から平成20年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月1日から平成20年11月29日まで

厚生年金保険の記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低額であることが分かった。請求期間については、約50万円の給与が支給され、当該支給額に見合う厚生年金保険料を控除されていたと思う。請求期間のうち、一部の期間について給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成4年1月1日から平成20年11月29日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及びB市から提出された請求者に係る平成5年度から平成21年度までの市・県民税課税回答書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書及びB市から提出された請求者に係る市・県民税課税回答書により確認又は推認できる請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成4年1月から同年9月までは36万円、同年10月から平成5年3月までは38万円、同年4月から平成6年3月までは41万円、同年4月から同年10月までは44万円、同年11月から平成7年3月までは38万円、同年4月から平成8年9月までは41万円、同年10月から平成15年3月までは38万円、同年4月から平成16年9月までは50万円、同年10月から平成18年8月までは47万円、同年9月から平成20年10月までは44万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「請求者の標準報酬月額に係る届出については、年金事務所の記録どおりの額を届出した。保険料の納付については社会保険事務所（当時）から請求されたとおりの額を納付していた。」旨陳述している上、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額が、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和63年4月1日から平成4年1月1日までの期間について、請求者は給与明細書等を保管しておらず、事業主も賃金台帳等の当時の資料を保管していないと回答している上、B市は、請求者に係る当該期間の市・県民税課税記録は保存していないと回答していることから、請求者の当該期間における給与支給額及び社会保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500211号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500023号

第1 結論

請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和19年6月1日から昭和20年10月1日に訂正し、昭和19年6月から昭和20年9月までの標準報酬月額を60円とすることが必要である。

昭和19年6月1日から昭和20年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年6月1日から昭和20年10月1日まで

A社B事業所に昭和19年1月7日に入社し、同年5月22日に同社C事業所に異動、その後、同社を昭和20年9月30日に退職した。一方、同社における労働者年金保険(昭和19年10月1日以降は厚生年金保険)の被保険者期間は、昭和19年1月7日から同年5月22日までとなっていたところ、同年5月22日に再度資格取得している記録が新たに判明したと日本年金機構から連絡があった。

当該記録は、資格喪失年月日が確認できないことから、日本年金機構の基準により、認容日である昭和19年6月1日を資格喪失日として基礎年金番号に統合された。しかし、請求期間もA社C事業所に勤務していたことが確認できる昭和20年9月30日付け退職の辞令が見付かったので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された辞令により、請求者が昭和20年9月30日まで継続して、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社B事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿を見ると、請求者が、昭和19年5月22日に労働者年金保険の被保険者資格を取得したことが記録されているものの、資格喪失年月日が記録されていないところ、当該記録は、日本年金機構において、認容日である同年6月1日を資格喪失日として、請求者の基礎年金番号に統合する処理が行われている。

また、請求者は、昭和19年1月26日にA社B事業所において、労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月22日に被保険者資格を喪失、同日付けで再度、同社における被保険者資格を取得しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、同年1月26日取得の記録及び同年5月22日取得の記録に係る請求者の労働者年金保険の記号番号は同一の記号番号となっているにもかかわらず、請求者の当該記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、同社について、同年1月26日取得の記録のみが記載されており、同日以降の記録は記載されていない。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和19年1月7日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月22日に被保険者資格を喪失している複数の同僚について、各人に係る

厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、このうちの一人については、A社B事業所において、請求者と同様に、同年5月22日に再度被保険者資格を取得している記録が記載されているものの、資格喪失年月日が記載されておらず、当該記録はオンライン記録に反映されていない。

以上のことから、請求期間当時、保険出張所（当時）におけるA社B事業所に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者の資格喪失年月日について、昭和19年6月1日とすることは適切であるとは認められず、有効なものと認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を、前述の辞令における発令日の翌日である昭和20年10月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における請求者の記録から、60円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500144号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年4月から昭和20年8月15日まで

戦時中、勤労働員学徒としてA社B支店に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、同僚は、同社同支店における被保険者記録が見つかった。同社支店で勤務していたことが分かる表彰状を提出するので、請求期間を被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された表彰状の記載内容から、請求者は、期間を特定できないものの、A社B支店において勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

しかし、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令(昭和16年勅令第1250号)第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日)により、労働者年金保険の被保険者たらざる者として指定されている。

また、C県教育庁教育総務局総務課内『C県教育史』編纂事務局が作成した『C県教育史』編さんだより(No.30、平成16年9月)には、「近畿地方における学徒勤労働員の割当は、昭和19年5月の府県教学長会議で決定され、C県では同年6月に県内での動員割当が行われ、翌月から実施された。」と記載されており、当該記載を踏まえると、C県における勤労働員学徒は昭和19年7月以降に行われたと考えられる。

さらに、請求者は、同学年であったと記憶する同僚について、A社B支店における厚生年金保険の被保険者記録が見つかったと主張しているところ、当該同僚の生年月日及び当該同僚の親族の陳述から、当該同僚は勤労働員学徒ではなく、尋常高等小学校を卒業し、同社同支店に入社したことがうかがえる。

加えて、A社は、「当時の資料を保存していない。」と回答しており、請求期間当時の関係資料等は得られない上、請求者自身も、「請求期間にA社B支店から給与を受け取っておらず、厚生年金保険料の控除は不明である。」旨陳述していることから、事業主が請求者から厚生年金保険料を徴収していたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500147号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和22年5月1日から昭和26年7月1日まで

私は、昭和22年5月にA社B事業所の倉庫係として採用され、その後、同事業所がA社からC社(現在は、D社)に売却されたものの、昭和37年まで継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、被保険者資格取得日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社B事業所に係る昭和23年度と記載のある賃金台帳及び23年分と記載のある源泉徴収票により、昭和23年11月から昭和24年1月までの期間について、同社B事業所から請求者に給与が支払われていたと考えられることから、請求者が当該期間頃に同社B事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社B事業所はA社E事業所及びC社E事業所を経て既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、A社及びD社は、「関係資料を保存しておらず、請求期間当時の請求者の勤務状況等については不明である。」旨回答している上、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において請求期間当時の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の具体的な勤務状況を記憶する者はおらず、請求期間における請求者の雇用形態及び厚生年金保険料控除等について確認することはできない。

また、前述の賃金台帳及び源泉徴収票並びに請求者がA社B事業所に係る昭和26年3月分の賃金支給票であるとする資料には、いずれも厚生年金保険料の控除に係る記載は無い。

なお、前述の昭和26年3月分の賃金支給票に「F社G営業所」の記載があるところ、F社については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同一名称の適用事業所がH県I市に確認できるものの、当該事業所は昭和28年4月1日付けで適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の元事業主は所在不明のため、請求期間当時の状況を確認することができない。

このほか、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500063号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年10月16日から平成6年3月16日まで

B社(後にA社)において勤務していた当時、給料が下がったことはなく、請求期間の月給は28万円から36万円程度であった。標準報酬月額が低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

B社において職種及び役職が請求者と同じであった元同僚から提出された平成5年12月分に係る2枚の給与明細書のうちの片方にのみ記載されている厚生年金保険料控除額は、当該元同僚に係るオンライン記録の同年同月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している上、同じく提出された平成4年分給与所得の源泉徴収票の年間の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額も、当該元同僚に係るオンライン記録の同年の標準報酬月額に基づき厚生年金保険料が控除されていた場合の年間の社会保険料の金額とおおむね一致していることから、請求期間当時、事業主がオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る同保険料を控除していた事情はうかがえない。

また、前述の2枚の給与明細書のうち、厚生年金保険料控除額が記載されているのは1枚のみであるところ、当時のB社の取締役は、「平成元年10月頃から給与明細書が2枚になった。このことについて、手取額を増やすためであると事業主から説明された。」旨陳述しており、このほかに複数の元同僚も、給与明細書が一時期から2枚となったとしている上、うち一人は、「会社が、厚生年金保険料等の支払を節約するため、給与を分けて、片方の給与の支払のみを社会保険事務所(当時)に届け出たのだと思う。」旨陳述している。

さらに、A社は、平成6年4月9日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は、「資料を保管しておらず、経理や社会保険等の事務関係は経理担当者に任せきりだったので私は何も分からない。」旨陳述しているところ、当該経理担当者特定できないことから、請求期間当時の取扱いについて陳述を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、請求期間に係る請求者の資格取得及び標準報酬月額の定額決定の処理に、遡及処理や訂正処理等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500064号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500025号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年11月1日から昭和55年8月10日まで

日本年金機構から届いたねんきん定期便を見たところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬額に比べて低いことが分かった。

A社に勤務していた当時、妻が毎月の報酬額をノートに書き留めており、月に20万円程度の給与が支給されていた。

その報酬額に見合った厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、請求期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主の陳述及びB公共職業安定所から回答のあった請求者に係る同事業所離職時における賃金日額から判断すると、請求者は請求期間において、毎月20万円程度の給与が支給されていたものと推認できる。

しかし、A社の元事業主は、「社会保険事務所(当時)に対して、従業員に実際に支給していた報酬額の半分程度の金額を報酬月額として届出し、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料を従業員の給与から控除していた。」旨陳述している。

また、請求期間当時、A社に勤務していた同僚に照会したところ、3人の元同僚はいずれも、「請求期間当時の自身の標準報酬月額は、給与の半分程度の金額となっている。」旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間におけるA社の給与支給額等を記載したノートを資料として提出しているが、当該ノートの内容からは、厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

加えて、A社の元事業主は、「請求期間当時の関係資料は廃棄した。」旨陳述しており、また、3人の元同僚はいずれも、「請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額を承知していない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500090号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500026号

第1 結論

請求期間について、請求者の勤務したとするA社という名称の事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年5月1日から昭和35年2月23日まで

B市C区(当時は、D市)のA社(E販売業)に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。

A社では、営業担当として、毎日オートバイでF業種の店舗(担当50か所)を回っていた。

請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務したとするB市C区のA社という名称の事業所について、厚生年金保険の適用事業所であったことを、年金事務所の記録において確認することはできない上、商業登記の記録、住宅地図、職業別電話帳等に関する調査及び同業者団体への照会を行ったが、当該事業所の特定に資する情報は得られなかった。

また、請求者は、請求期間当時の事業主及び複数の元同僚の名前を記憶しているものの、いずれの者の連絡先も不明であり、オンライン記録においても、これらの者を特定することができず、事情聴取が行えないため、請求者の請求事業所における勤務期間、勤務実態、給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500094号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500003号

第1 結論

昭和19年10月1日から昭和20年10月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和20年10月1日まで

平成20年に自分の年金記録について調べたところ、A社で勤務した期間について、脱退手当金を受給したことになっていることが分かった。

しかしながら、同社で勤務していた当時、家庭の事情により勤務を続けることが困難となり、退職届を提出しないまま辞めたことから、退職後、脱退手当金を請求した記憶は無いし、受け取った記憶も無い。

調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、「給付種類 脱手」「資格期間 12」「支給金額 60」「支給開始年月日 21.4.19」等、脱退手当金の支給記録が記載されており、オンライン記録と一致している上、その支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の脱退手当金は昭和21年4月19日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金は受給できなかったため、請求期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。